

加古川駅周辺回遊性等創出業務委託 仕様書

1 目的

加古川市では、JR 加古川駅周辺（以下「駅周辺」）の賑わい・滞在空間の創出を図るため、老朽化したビルの更新と駅前広場等の市街地再開発事業を想定した「JR 加古川駅周辺まちづくり（案）」（以下「構想」）を令和5年2月に策定した。また、令和4年度から令和5年度にかけて駅周辺の公共空間を活用した官民連携による実証実験を実施し、令和6年度から本格移行することで、引き続き駅周辺の賑わいづくりに取り組んでいるところである。

構想に基づく事業の具体化へ向け、別途発注を予定している「加古川駅周辺再整備基本計画策定等業務（以下「計画策定等業務」）」において、複数年かけて公共機能を含む複合施設計画及び駅前広場基本設計とともに、事業に伴い変化する交通体系等駅周辺のまちづくりの方向性を検討する予定である。また、「居心地が良く、歩きたくなるまちなか」づくりに向け、駅前広場の滞在空間を起点とした回遊性と賑わい創出を目的とした社会実験を複数年かけて実施する予定である。

令和6年度は、駅前広場の快適な滞在空間を創出する社会実験として本業務を実施し、その効果を分析することで、「計画策定等業務」における将来の駅前広場設計や再整備までのスモールリノベーションに当該実験結果を反映させることを目的とする。

2 業務内容

加古川駅南広場の公共空間に、以下のとおりストリートファニチャー等の常設物を設置し、設置期間中の管理等も行うこと。

(1) 設置期間

令和6年10月から12月のうち最低1ヶ月

※1ヶ月を超える実施が望ましい。その場合、期間を分けて実施することも可能とするが、各期間は最低1ヶ月で実施すること。

(2) 設置場所

加古川駅南広場のうち別紙に示した対象エリア

(3) 設置要件

- ① 将来の駅前広場や再整備までのスモールリノベーションによる駅南広場の滞在空間の検討を行うことを目的とするため、別紙対象エリアに示した各ゾーンにおいてコンセプトを設定すること。

≪コンセプト例≫

- ・自然と調和した空間（ウッドデッキ調やアウトドアテイスト）
- ・アクティブな空間（遊具等の設置によるキッズスペース等）
- ・ホームライクな空間（ソファベンチやテーブルの設置等）
- ・交流とコミュニケーションの場（照明やベンチ等によるカフェのような空間）
- ・モダンな空間（斬新な常設物を用いた空間）
- ・季節の変化に応じた汎用性のある空間（クリスマス時のイルミネーション付加等） 等

- ② ストリートファニチャー等は原則年間を通して設置可能なベンチ、テーブル、日差し除け、プランター、子どもが遊ぶファニチャー等で、誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配

慮したものを選定すること。

- ③ ストリートファニチャー等の設置期間前に人工芝を施工予定（別紙）のため、施工後の駅南広場をイメージした一体的な空間デザインとし、景観の向上を図ることで、心地よい憩いの空間を工夫して創出すること。
- ④ 期間を分けて実施する場合は、各ゾーンにおいて常設物の入替や模様替による異なるコンセプトを設定することが望ましい。

《社会実験実施例》

■連続した期間で実施する場合

10月	11月	12月
常設物設置 Aゾーン：コンセプト1 Bゾーン：コンセプト2		

■期間を分けて実施する場合

10月	11月	12月
常設物設置 Aゾーン：コンセプト1 Bゾーン：コンセプト2		常設物設置 Aゾーン：コンセプト3 Bゾーン：コンセプト4

- ⑤ 設置後のストリートファニチャー等の盗難や破損に備えた管理費用、設置終了後の撤去費用も含めて常設物を設置すること。

(4) 報告の作成

本業務の実施内容を報告書としてとりまとめ、提出すること。なお、報告内容については業務の実施内容がわかるもので、実施後の分析は報告に含まないものとする。

また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、発注者は受注者に修正等適切な対応を求めることができる。

3 契約期間

契約締結日から令和7年1月31日までとする。

4 貸与資料

発注者は、本業務の実施にあたり、必要に応じて受注者に関係資料を貸与するものとする。

受注者は貸与された資料を、発注者の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。

また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

5 報告の義務

契約締結後は速やかに業務計画書を提出することとし、本業務の遂行中、適宜、受注者より進捗状況を報告するものとする。

6 損害及び危害

受注者は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害を及ぼさないようにし、損害を与えたときは受注者負担とすること。また、近隣住民からの苦情等があった場合は、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を発注者へ報告すること。

7 各種法令等に関する手続き

本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、原則として市が行うものとする。(道路管理者との協議、道路占用許可等)

8 疑義

本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに発注者と受注者でその内容について協議するものとする。

9 秘密の保持

受注者は、本業務遂行中に知り得た情報を発注者の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

10 成果品の帰属

本業務で得られた成果品は全て発注者の所有とし、発注者の許可なしに他の公表、貸与、使用してはならない。発注者は成果物のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

11 成果品

成果品は次のとおりとする。

(1) 報告書(概要書含む)

- ・業務の実施状況がわかる写真
- ・本業務遂行時において作成した成果物(計画書等)
- ・その他発注者が必要と認めるもの

(2) 報告書の電子データ(CD-R) 1式

12 その他

社会情勢の変化等やむを得ない理由により、社会実験の内容等に変更が生じる場合や、社会実験が中止となる場合には、本業務にかかる事業内容や契約金額等について発注者と受注者で協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。